

「日本語習得支援事業の実施体制及び支援策の検討業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）5 月 7 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市総務局国際部国際課多文化共生推進担当係 電話（011）211-2032

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

日本語習得支援事業の実施体制及び支援策の検討業務

(2) 業務内容

本市の外国籍市民数は増加傾向にあり、令和 7 年 2 月には 2 万人に到達し、総人口に占める割合は 1 % を超えた。国籍別では、ベトナムやミャンマー、インドネシアなどの東南アジア諸国を中心に、非英語圏出身者の増加が顕著で、言語の多様化が進んでいる。

こうした中、国においては、令和 2 年に「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定し、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活するために必要な日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援することが求められているところである。

一方で、本市の現行の体制では、学習内容の量・質ともに不十分で、学習者の能力とニーズに応じた学習方法を助言できる人材がいいため、個々に見合った日本語学習の機会が確保されていない。

また、日本語習得支援に携わる地域日本語教室（ボランティア団体）や企業、学校等、関係機関との連携が希薄であり、各団体のみでの活動では担い手や資金不足などの課題もある。

日本語能力の習得とコミュニケーションの円滑化は、外国籍市民がまちづくりの担い手としての活躍を促し、地域での軋轢を予防することにも繋がるものである。

本業務では、誰もが安心・安全に暮らせる共生社会の実現に向け、本市における日本語習得支援事業の課題を整理するとともに、今後の実施体制及び支援策の検討を行うことを目的とする。なお、詳細は業務仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

3 参加資格

● 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある事業者

- (1) 日本国内に事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加資格者のうち、大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

● 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がない事業者

- (1) 日本国内に事業所を有する者であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて 3 年を経過しない者でないこと。
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者でないこと。
- (5) 企画書等提出時点の直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。
- (6) 市区町村民税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (8) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(9) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 参加意向申出書等の提出方法等

(1) 提出方法

郵送又は持参

(2) 提出期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 5 月 19 日（月）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。最終日を除き、受付時間は 8 時 45 分～17 時 15 分までとする。

(3) 提出先

上記 1 のとおり

5 提案説明書の交付方法

令和 7 年 5 月 7 日（水）から総務局国際部ホームページにて公開する。

6 選定方法

(1) 一次審査

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が 4 者以下の場合には省略する場合がある。

(2) 最終審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

(1) 次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者。

イ 提案説明書に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者。

ウ 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者。

- エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者。
 - オ 審査の公平性を害する行為を行った者。
 - カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者。
- (2) その他詳細は提案説明書による。